住所　埼玉県川口市芝園町３番４―732号
楊艷玉　昭和54年12月24日生
住所　埼玉県川口市新井町18番８―206号
マルセロ・デランジェロ・モレイラ　昭和45年12月28日生
セルマ・ウチダ・モレイラ　昭和49年５月４日生
ガブリエル・ウチダ・モレイラ　平成12年３月20日生
住所　埼玉県川越市大字寺尾229番地13
韓梅英　昭和55年５月19日生
住所　埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目440番地１
徐菊英　昭和35年８月25日生
住所　東京都日野市程久保650番地
王福利　昭和53年２月14日生
王竹恒　平成22年９月６日生
住所　愛知県豊田市美里６丁目17番地21
孫艷　昭和55年９月21日生
住所　名古屋市北区尾上町１番地２
朴承国　昭和51年10月21日生
住所　京都市左京区八瀬近衛町723番地12
李㛹文　昭和50年８月19日生
住所　相模原市中央区淵野辺１丁目19番20号
楊洋　昭和58年１月４日生
住所　岐阜県美濃市片知850番地
徐清　昭和56年９月26日生
住所　東京都北区赤羽西６丁目16番４―409号
翁肖冰　昭和58年12月８日生
住所　埼玉県戸田市喜沢２丁目30番地11
賈洪蕾　昭和54年３月18日生
住所　埼玉県川口市大字安行領家617番地５
李楠　昭和56年８月３日生
住所　埼玉県児玉郡上里町大字嘉美518番地８
劉佳　昭和56年８月９日生
住所　埼玉県南埼玉郡宮代町川端４丁目４番24号
朱暁琳　昭和57年５月５日生
住所　東京都北区西ケ原３丁目63番６―204号
張凌　昭和55年12月28日生
住所　東京都北区豊島８丁目27番２―302号
モハマッド・カムルル・イスラム　昭和48年１月５日生
カジ・アエシャ・カマル　昭和48年６月１日生
タウシフ・イスラム　平成14年10月31日生
住所　東京都江戸川区平井４丁目３番10号
張冰冰　昭和59年１月７日生
住所　兵庫県尼崎市上坂部１丁目２番１―321号
金仁哲　昭和52年５月３日生
金英蘭　昭和52年10月18日生
金炫佑　平成17年３月６日生
金炫秀　平成18年９月16日生
住所　横浜市中区扇町２丁目６番地１
李双蓮　昭和56年10月27日生
李雨諾　平成17年10月４日生
李静諾　平成19年11月12日生
住所　東京都墨田区石原３丁目14番７号
王瑾　昭和57年１月６日生
住所　千葉県柏市柏３丁目10番30―607号
張輝　昭和49年４月３日生
住所　山口県光市虹ケ丘７丁目17番８号
代高娃　昭和51年６月３日生
住所　東京都大田区南六郷１丁目20番19号
康永**亮**　昭和59年８月18日生
康成　平成20年11月27日生
康美佳　平成22年３月15日生
住所　東京都豊島区池袋２丁目58番７号
林水明　昭和57年５月５日生
住所　東京都福生市大字熊川1628番地１
鄭鳳顯　平成元年１月31日生
住所　東京都荒川区西日暮里５丁目２番20―401号
楊華玉　昭和54年10月13日生
住所　東京都北区赤羽南１丁目16番１―208号
史啓征　昭和54年４月７日生
魏薇　昭和54年７月19日生
史明道　平成18年10月16日生
史千愛　平成19年11月28日生
住所　東京都荒川区南千住６丁目59番24―202号
于雪蓮　昭和51年８月15日生
住所　東京都足立区関原２丁目39番16号
盧錦龍　昭和55年２月16日生
住所　東京都板橋区大山金井町35番１―402号
趙琦　昭和52年６月19日生
住所　東京都豊島区池袋本町３丁目19番５―406号
陳士栄　昭和53年３月９日生
住所　東京都北区豊島５丁目４番２―1308号
烏恩琪　昭和50年３月20日生

○国税庁告示第三十六号

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第三項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を次のように定め、平成二十四年一月四日以後に入力して送信する平成十九年分以後の所得税について適用する。なお、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件（平成二十年国税庁告示第二十七号）は、平成二十三年十二月二十八日をもって廃止する。

平成二十三年十二月二十六日

国税庁長官　三北　力

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める添付書面等は、次に掲げる書類とする。

一　所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下「法」という。）第五十七条の二第三項に規定する証明の書類及び所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の五各号に定める書類

二　法第九十五条第五項に規定する外国所得税を課されたことを証する書類並びに所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号。以下「規則」という。）第四十一条各号に掲げる書類及び規則第四十二条第一項に規定する規則第四十一条各号に掲げる書類に相当する書類

三　政令第二百六十二条第一項第一号から第六号までに掲げる書類（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百二十四号）附則第十四条第三項の規定により読み替えられた政令第二百六十二条第一項第六号に掲げる書類を含む。）並びに規則第四十七条の二第三項各号に定める書類（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号。第十二号において「震災規則」という。）第二条第一項の規定により読み替えられた規則第四十七条の二第三項第一号イに掲げる書類を含む。）及び規則第四十七条の二第四項各号に定める書類

四　政令第二百六十二条第三項に規定する源泉徴収票

五　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「租特令」という。）第四条の二第七項の規定により読み替えられた政令第二百六十二条第三項に規定する通知書

六　租特令第二十六条の三第一項に規定する書類（租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号。以下「租特規則」という。）第十八条の二十一第十一項に規定するその適用を受けた年分の翌年分以後の所得税に係るものに限る。）

七　租特令第二十六条の四第二十五項の規定により読み替えられた租特令第二十六条の三第一項に規定する書類（租特規則第十八条の二十三の二第十二項の規定により読み替えられた租特規則第十八条の二十一第十一項に規定するその適用を受けた年分の翌年分以後の所得税に係るものに限る。）

八　租特規則第十八条の十三の五第一項に規定する特定口座年間取引報告書

九　租特規則第十九条の十の三に規定する証する書類

十　租特規則第十九条の十の二に規定する証する書類

十一　租特規則第十九条の十の四第十項各号に掲げる書類

十二　震災規則第二条第二項に規定する証する書類

○厚生労働省告示第四百七十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第三の規定及び別表第三生薬及び動植物成分の項の規定は、平成二十四年六月二十六日から適用する。

平成二十三年十二月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第一中第十六号を第十七号とし、第三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　イソコナゾール

別表第二中第二百三十三号を第二百六十三号とし、第二百三十二号を第二百六十二号とし、第二百三十一号を第二百五十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百六十　麗沢通気湯

二百六十一　麗沢通気湯加辛夷